

## 特別職（市長、副市長及び教育長）の給与について

一般職の給与について財政対策プログラムによる給与削減を終了し、持続性のある給与の適正化を実施していくことに伴い、令和2年度以降の特別職の給与については、次のとおりとする。

### 1 給料

- (1) 市長の給料月額を公約として引き続き50%削減し、期間を任期中とする。
- (2) 副市長及び教育長の給料月額の削減は、令和元年度をもって終了する。

### 2 地域手当

当分の間、地域手当の支給割合を10%から3%（△7%）とする。

\* 市長は給料等の削減を実施することから、地域手当3%の対象とはしない。

### 3 期末手当

市長の支給率は、引き続き50%削減する。

\* 副市長及び教育長は、地域手当の支給割合の変更が反映される。

### 4 効果額

△11,225千円